

手続説明書

(下水)

排水設備工事責任技術者の登録事項の変更等

1 登録事項の変更

排水設備工事責任技術者証の記載事項に変更があったときは、変更の手続が必要です。

提出書類
<input type="checkbox"/> 排水設備工事責任技術者登録事項変更届出書（参考様式） <input type="checkbox"/> 住民票の写し【住所・氏名の変更の場合のみ】 <input type="checkbox"/> 排水設備工事責任技術者証の写し <input type="checkbox"/> 写真（縦25 [㍉] ×横20 [㍉] ）2枚 ※3か月以内に撮影した上半身のものとし、裏面に氏名・勤務先を記載すること。

注 書換え後の責任技術者証は、現行の責任技術者証と引き換えに交付します。

届出者は、登録を受けている者となります。

2 排水設備工事責任技術者証の再交付

排水設備工事責任技術者証を破り、汚し、又は失ったときは、再交付の手続が必要です。

提出書類
<input type="checkbox"/> 排水設備工事責任技術者証再交付申請書（参考様式） <input type="checkbox"/> 写真（縦25 [㍉] ×横20 [㍉] ）2枚 ※3か月以内に撮影した上半身のものとし、裏面に氏名・勤務先を記載すること。
<input type="checkbox"/> 排水設備工事責任技術者証 ※破損又は汚損の場合に限る。

注 届出者は、登録を受けている者となります。

3 書類の作成上の注意事項

- ・記載の項目に□があるときは、該当する項目の□にレを記入すること。
- ・用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- ・住民票の写しは、その発行の日から3か月以内に交付されたものに限るものとし、交付された原本（コピー不可）を提出してください。

4 その他

- ・排水設備工事責任技術者の登録事項の変更及び排水設備工事責任技術者証の再交付の事務に係る手数料は、徴収していません。